墨田区消費者ニュース

令和５年１０月発行　第２０３号

【編集･発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

ひと、つながる。
墨田区

子どもたちの未来のために

地球温暖化などを主因とする極端な気象現象等により、大規模な災害や食物生産に大きな影響が出るなど、私たちの生活が脅かされています。

例えば…

▸この夏は、「熱中症警戒アラート」が連日のように発表され、熱中症による救急搬送のニュースも絶え間なくありました。線状降水帯による長時間の大雨で、甚大な被害が発生しました。

▸食べられずに処分されてしまう食品ロスの問題が取り上げられる一方、「今日の食料待つ人 8 億人」というコマーシャルをお聞きになった方もいると思いますが、世界では 8 億 2800 万人もの人々が飢餓に直面しています。

▸２０５０年には海の中のプラスチックの重量が魚の重量を超えると言われている「海洋プラスチックの問題」、「児童労働・強制労働により作られた産品の問題」など、世界中には解決が容易でない問題が山積しています。

こうした課題に対して、私たちは日々の生活の工夫により解決に寄与できます。それが、「エシカル消費」です。

エシカルな消費で明るい未来を

「エシカル」には倫理的・道徳的という意味がありますが、一般社団法人エシカル協会では「㋓いきょうを㋛っかり㋕んがえ㋙」と噛み砕いて表現しています。

「エシカル消費」とは「人や社会、環境に対する影響を考え、配慮した行動」をとる消費です。私たちがエシカルな消費を心がけることで、気候変動・人権・貧困などの様々な課題を解決に導き、子どもたちに明るい未来を残していくことができます。

どんな消費行動を取れば、子どもたちの未来のためになるのか、考え続けていくエシカル的な生活を心がけましょう。

自分が関心のある分野だけでも見直していきましょう。

具体的な取り組みについては、次号２０４号に掲載します。

資料：消費者庁 HP、エシカル白書 2022-2023（一般社団法人エシカル協会）、２０２２年世界の食料安全保障と栄養の現状（ユニセフ・FAO・IFAD・WFP・WHO）、２０１６年世界経済フォーラムレポート　イラスト：いらすとや

消費者センター相談窓口から

「定期購入」トラブルが急増しています！！

SNSの広告をみて育毛剤を注文したら定期購入だった

【相談事例】

育毛剤の SNS 広告に「定期縛りなし」「永久返金保証」と謳っていたので、お試しで１９８０円の育毛剤を注文した。数日後、育毛剤１本が届いたが、同封されていた納品書に「９０日サイクルで１回３本の育毛剤が５回届く定期購入契約」「総額６万６０００円」と書かれていた。驚いて、通販業者に電話し、広告に「定期縛りなし」と書かれていたと主張し解約を求めたところ、「回数縛りのない定期コース注文後、５回購入が条件のコースに変更している。キャンセルの場合は違約金が必要」と言われたが、納得がいかない。違約金なしで解約したい。

【アドバイス】

特定商取引法では、通信販売業者は、取引の基本的な内容を最終確認画面等に明確に表示することが義務付けられていますが、表示自体はされていても、消費者に誤認を与えるおそれがある、明瞭で分かりやすいとは言えない表示もみられます。インターネット通販では「最終確認画面」の記載内容が重要です。必ずスクリーンショットで保存しましょう。「安価なお試し」の誘い文句にとらわれず通販業者の情報や評判を入念に確認し、注文する場合は以下の点に注意しましょう。

本件では消費者センターがあっせんに入り、通販業者に最終確認画面の問題点を指摘し交渉した結果、違約金なしで定期購入契約を解約できました。

＜契約条件のチェックリスト＞

- 定期購入が条件になっていませんか？
- （定期購入が条件になっている場合）継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・できる場合の条件」（返品特約）を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル ― まずは電話でご相談ください ―
5608-1773

■相談日・・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）
■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分
■所在地・・・・墨田区押上2-12-7　セトル中之郷2階
●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」Ａ３出口徒歩３分
●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩７分